

香芝市公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

令和6年7月4日

香芝市長 三 橋 和 史

1. 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 工 事 名 | 令和5年度香芝市スポーツ公園整備事業に係る造成工事(その2) |
| (2) 工 事 場 所 | 香芝市平野・今泉地内 |
| (3) 工 事 概 要 | 敷地造成工
工程① V=5,000m ³
工程③ V=16,000m ³
排水構造物工(工程②)
地下排水 L=220m
基盤排水 L=60m
付帯工 一式 |
| (4) 工 事 期 間 | 令和6年7月31日(予定) ～ 令和7年3月14日 |
| (5) 設 計 金 額 | 金 49,836,600 円(消費税及び地方消費税を含む) |
| (6) 最 低 制 限 価 格 | 設定あり |
| (7) 入 札 保 証 金 | 免除 |
| (8) 契 約 保 証 金 | 香芝市契約規則第19条の規定による
<u>ただし、設計金額が3,000万円以上のものは、契約保証が必要となります。</u> |
| (9) 入 札 方 法 | 電子入札 |
| (10) 議 会 の 議 決 | 不要 |

2. 競争入札に参加するものに必要な資格

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けている者で、香芝市建設工事等競争入札参加資格を有する単体の建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。なお、要件を満たさないものがした入札は無効となります。

1 建設業の許可	業種	土木工事業
2 香芝市建設工事等競争入札参加資格	登録業種	土木一式工事
	格付区分	市内Aランク
3 経営事項審査等	上記2. 1に定める建設業の許可業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(有効期限内に直近のもの。以下「経営事項審査」という。)を受けている者であること。	
4 事業所の所在地に関する条件	香芝市内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有するものであること。	
5 設計業務の受託者との関連に関する条件	次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。 名 称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 奈良事務所 所在地 奈良県奈良市芝辻町4-2-2	
6 配置技術者に関する条件	次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中に1名配置できること。 ①入札説明書1. (7)の配置予定技術者の資格要件を満たす者 ②公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者 ③建設業法第26条の規定に基づく要件を満たすもの 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。	
7 その他	入札説明書に記載されている条件を満たしていること。	

3. 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書等の交付 (入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和6年7月4日(木) ～ 令和6年7月24日(水)	入札情報公開システム(※1)に掲載
設計図書等に関する 質問の提出	令和6年7月12日(金) 午後5時まで 電子メールに限る	提出先 香芝市 総務部管財課 宛 E-mail : nyuusatsu-kanzai@city.kashiba.lg.jp

質問に対する回答	令和6年7月17日(水) 午後5時までに	入札情報公開システム(※1)に掲載
入札期間	令和6年7月17日(水) ～ 令和6年7月22日(月)	電子入札システム(※2)により 必要事項を入力し、送信してください。
開札	令和6年7月23日(火) 午後 1時50分	香芝市本町1397番地 香芝市役所会議室棟第1会議室
競争入札参加資格確認 申請書等の提出 (4. に該当する者のみ)	令和6年7月24日(水) 午後4時まで (持参に限る)	香芝市本町1397番地 香芝市管財課

※1 入札情報公開システム

システム稼働時間:平日午前6時～午後11時

※2 電子入札システム

システム稼働時間:平日午前8時30分～午後8時

4. 競争入札参加資格の確認

開札後落札候補者となった者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

5. その他

(1) 問い合わせ先等

〒639-0292 香芝市本町1397番地

香芝市総務部管財課

電話 0745-44-3338

(2) 詳細は、入札説明書によります。